

重要事項確認書

医療的ケア児における認定こども園等の受入れに関して重厚な事項を記載しています。1項目ずつ確認のうえ、確認済に☑をし、内容に同意いただける場合には署名欄に自署いただきますようお願いいたします。

No	項目	重要事項	確認済
1	医療的ケアについて	入所前にはあらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書(様式第2号)」及び「医療的ケア指示書(様式第5号)」を提出する必要があること。また、実施施設は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。	<input type="checkbox"/>
2		医療的ケア児の安全を確保するため、看護師が医療的ケアの習得を図るまでの間等、必要とする場合には保護者に付添いの協力を得る場合があること。	<input type="checkbox"/>
3		実施施設では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。また、看護師の不在等により、保育所での医療的ケアが実施できない場合があること。	<input type="checkbox"/>
4		保護者は実施施設と医療的ケア児に関する情報共有を行った場合、主治医にも報告すること。	<input type="checkbox"/>
5	ならし保育	医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者が付き添い登園し、教育保育に参加する。期間及び教育・保育時間については、実施施設と相談して定めること。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の教育・保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。	<input type="checkbox"/>
6	体調管理及び保育の利用中止等	登園前に健康観察を行い、医療的ケア児がいつもと顔色、動作、食欲、体温等が異なり体調が悪い場合は、可能な限り利用を控える等、保護者は医療的ケア児の体調の変化にあわせて実施施設の利用を判断すること。	<input type="checkbox"/>
7		発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合や熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても利用を中止し、保護者による医療的ケア児の引き取りをお願いする場合があること。	<input type="checkbox"/>

No	項目	重要事項	確認済
8		集団生活では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により保護者が実施施設を利用するか判断すること。また、実施施設の判断で利用の中止を依頼する場合があること。	<input type="checkbox"/>
9		実施施設が必要と認める際には主治医等を受診する場合があること。 なお、その際の受診費用は保護者の負担となること。	<input type="checkbox"/>
10		医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態と実施施設が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。同時に実施施設は医療的ケア児の保護者に連絡を行うこと。また、保護者へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診する場合があること。 なお、その際の受診費用は保護者の負担となること。	<input type="checkbox"/>
11	緊急時及び災害時の対応等	カニューレや栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。また、保護者は事前に実施施設及び主治医と対応の申合せを行うこと。 なお、登園時に栄養チューブ等が抜けた場合には、実施施設が申合せの内容及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」等に沿い対応すること。	<input type="checkbox"/>
12		医療的ケアの内容により薬剤の用意が必要な場合、消費期限等の管理及び保管方法は保護者の責任の下で行うこと。	<input type="checkbox"/>
13		災害発生に備えて非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者は実施施設や主治医と確認しておくこと。	<input type="checkbox"/>
14		医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、必要に応じ医療的ケア児が居住する地区担当の保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、関係機関と共有すること。	<input type="checkbox"/>
15	情報の共有	緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を医療機関等に情報提供すること。	<input type="checkbox"/>
16		医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。	<input type="checkbox"/>
17	その他	「5 保護者の了承事項」のほか、市や実施施設との間で取り決めた事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

〔重要事項確認書についての署名欄〕

上記全ての事項を確認し、了承します。

保護者氏名（自署）